

## 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

法における事業名	実施状況	本市における事業名	事業概要	担当課
① 利用者支援	H26～	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行う。	保育課
② 地域子育て支援拠点事業	○	子育てふれあい推進事業(ぼけっと21)	親や子ども同士が自然にふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育て不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てることを図る。	保育課
③ 妊婦健診	○	妊婦健康診査費用助成制度	妊婦の健康管理を図るため、妊娠中14回の健診について助成を行う。	健康子育て課
④ 乳児家庭全戸訪問事業	○	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図る。	健康子育て課
⑤ 養育支援訪問事業	○	養育支援訪問事業	継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する。	健康子育て課
⑥ 子育て短期支援事業	—		保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。	
⑦ ファミリーサポートセンター	○	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助をしたい人（支援会員）が集まって、お互いに助け合う。（3カ月以上～小学校6年生まで）	保育課
⑧ 一時預かり	○	一時預かり事業	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時保育を実施する。（保育課） 在園児の保護者が就労などにより、正規の教育時間終了後に園児の保育をできない場合に、園児を預かり、保育する。運営は実施園で保護者との運営委員会を設け、利用料、保育員の任用、実施日、時間などを決めて実施（教育総務課）	保育課 教育総務課
⑨ 延長保育事業	○	延長保育事業	保育所開所時間の11時間を超えて保育を行う事業	保育課
⑩ 病児保育事業	H26～	病後児保育事業	病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業	保育課
⑪ 放課後児童健全育成事業	○	放課後児童ホーム	放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学校1～4年生を対象に、授業の終了後、遊びや生活の場を提供する。	保育課
⑫ 実費徴収補足給付事業	—		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	
⑬ 制度参入促進事業	—		特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等設置または運営を促進するための事業	

太字ゴシックは、次世代育成支援計画に掲載済みの事業。